ACSES ニュースレター_２４４６号（2023 年 1 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇全国 19 大学に爆破予告のファックス 8 つの大学が臨時休校〈放送報道〉／全国各地の大学に FAX で爆破予告相次ぐ「爆弾仕かけた。指定口座に 30 万円振り込め」　兵庫でも神戸の大学に〈新聞報道〉
◇佐野の工場で火災〈新聞報道〉
◇大分市の生コン工場で火事〈放送報道〉
◇なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意－最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も－「業界の意見」追加〈国民生活センター〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・町有地に大量の産業廃棄物放置 兵庫・上郡町が事業者提訴へ 採石場跡地、撤去費など 2 億円請求〈新聞報道〉
・パワハラ問題…従業員が「労働基準監督署に通報」するとどうなる？【弁護士が解説】〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原発事故で降り注いだセシウム、落ち葉の下で「残り続けている」…少しずつ鉱質土層に移動〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・東海第2の拡散予測、来月に検証結果　茨城県委託業者、専門家委を設置〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] アスベスト対策
◇事業主の方々へ（アスベスト）〈厚生労働省〉
◇アスベスト（石綿）情報
「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ〈厚生労働省〉
[4] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対する意見公募の結果及び改正告示の公布〈総務省消防庁〉
[5] 食品安全衛生関係
◇海外における食品添加物規制（着色料）の早見表の公開〈農林水産省〉
◇「食べものの安全」をスタンプラリーと動画で学ぼう！〈消費者庁〉
[6] 温暖化対策関係
◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について〈環境省〉
[7] 環境安全関係
◇第五次環境基本計画の進捗状況の第２回点検結果について〈環境省〉
◇（仮称）三種五城目風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［白書］　１件]
[9] その他省庁発表　　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件

姫踊子草（ヒメオドリコソウ）

［11］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：３件
［付録］
◇スライサーで指先にけがをする事故が多発！〈国民生活センター〉
◇突然破裂した健康器具（バランスボール）〈国民生活センター〉

****

［1］*化学物質関係事故、事件関係*

◇全国 19 大学に爆破予告のファックス 8 つの大学が臨時休校

＜NHK　2023 年 1 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230123/k10013958201000.html
23 日、全国の少なくとも 19 の大学に「爆弾をしかけた」などとして金銭を要求するファックスが相次いで届き、このうち 8 つの大学が臨時休校とする措置を取りました。
文部科学省が把握した情報などによりますと、23 日朝、広島県や岡山県、北海道など少なくとも 11 道県の 7 つの公立大学と 12 の私立大学の合わせて 19 の大学に、爆破を予告するファックスが届きました。
いずれも内容は「爆弾をしかけたので指定する口座に 30 万円を支払え」などと金銭を要求するもので、特定の弁護士の名前をかたっていたということです。
このうち 8 つの大学では、23 日の授業を取りやめるなどして朝、もしくは午後から臨時休校とする措置を取りました。
これまでのところ爆発などの被害は確認されていませんが、各大学では警察などと連携して警戒に当たっています。
臨時休校した山梨県都留市にある都留文科大学の担当者は「学生と教職員の安全を最優先した。定期試験を前に授業ができなかったので、補講などについて検討したい」と話していました。

・全国各地の大学に FAX で爆破予告相次ぐ「爆弾仕かけた。指定口座に 30 万円振り込め」　兵庫でも神戸の大学に
＜神戸新聞　2023 年 1 月 23 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/7e2183024125abd68250db4dbbe722a4fed243dc
　２３日午前６時４０分ごろ、神戸市東灘区の神戸薬科大に「高機能爆弾を仕かけた。指定口座に３０万円を振り込め」などと記したファクス１枚が届いた。約１０分後にも同じ内容のファクスを受信した。不審物は見つかっておらず、この日は当初から授業がなかったが、大学は同日午後１時までにキャンパスを出るよう学生、教職員に指示した。
　２３日はほかに、都留文科大（山梨県都留市）、常磐大（水戸市）、公立千歳科学技術大（北海道千歳市）など全国の大学に同様の爆破予告があった。いずれも不審物は見つかっていないという。

◇佐野の工場で火災
＜下野新聞　2023 年 1 月 20 日＞　https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/692389
　19 日午後 11 時 15 分ごろ、佐野市西浦町の工場で火災があり、工場内に保管していたゴム粉を焼いた。焼失面積は約 49 平方メートル。
　けが人はいなかった。佐野署が出火原因を調べている。

◇大分市の生コン工場で火事

＜TBS NEWS　2023 年 1 月 24 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/289763?display=1

大分市の生コン工場から出火したとの 119 番通報があり、現在、消防が消火活動にあたっています。

大分市消防局によりますと、23 日午後 5 時 25 分頃、大分市大分の生コン工場の 2 階作業場から火が出ていると消防に通報がありました。現在、消防車 9 台が出動して消火活動が行われています。

救急車も出動していますが、今のところけが人の情報は確認されていません。現場周辺には工場や事業所がありますが、近くに住宅はないということです。

・なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意－最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も－「業界の意見」追加

＜国民生活センター　2023 年 1 月 20 日＞

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_3.html#gyoukai20230120

「加熱式たばこ」は、たばこ葉やそれを加工したものを燃焼させずに電気的に加熱し、エアロゾル（霧状）化したニコチン等を吸入するたばこ製品で、喫煙後の吸い殻は、そのままごみ箱に捨てても火災の危険はないとされています。

国内では2013年12月から販売が開始され、2016年から流行が顕著となっているとされており、一般社団法人日本たばこ協会の統計データによると、2021年度の加熱式たばこの販売数量は前年度比111.4％の460億本で、紙巻たばこ（937億本、前年度比94.8％）の半分程度となっています。

国民生活センターでは、2017年に加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル（以下、「スティック等」とします。）の誤飲事故について注意喚起（注）を行いましたが、その後も同種事故が後を絶ちません。

医療機関ネットワークには、6歳未満の乳幼児がスティック等を誤飲したという事故情報が2017年度以降の約6年間に112件寄せられています。

また、近年新たに発売された、誘熱体として金属片が内蔵された加熱式たばこのスティックを誤飲したという事故も、医療機関ネットワークや医師からの事故情報受付窓口に寄せられています。

そこで、これらの事故情報を分析するとともに、加熱式たばこのスティック等のサイズや構造、表示等について調査し、改めて消費者に注意喚起することとしました。

（注）「乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意」（2017年11月16日公表）

主な事例

本体に挿したまま置かれていた吸い殻を誤飲。

わずかな間に、ごみ箱に捨ててあった吸い殻を口に入れてしまった。

加熱式たばこのスティックを口にして、たばこ葉の部分がなくなっていた。

加熱式たばこの吸い殻が入った飲み残しの飲料を子どもが飲んでしまった。

ごみ袋から加熱式たばこの吸い殻を取り出してかじっていた。

こたつの上に置かれていた灰皿の吸い殻を誤飲して1日入院。

保護者のかばんの中の吸い殻を誤飲して腹部レントゲンで金属片を認めた。

テスト結果

形状・サイズ等

テスト対象銘柄の半数はそのままで3歳未満の乳幼児の口腔内に収まるサイズで､残りの半数でも噛んでしまうと口腔内に収まることが分かりました。

たばこ葉中のニコチン量

すべての銘柄で、1本分のたばこ葉には吐き気をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていました。

金属片の誤飲に関する注意表示

金属片が内蔵された2銘柄には、飲み込むと大けがにつながる旨や、保管方法に関する表示がありましたが、小さい文字で表示されていました。

消費者へのアドバイス

・加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、スティック等は乳幼児の手や目が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう。
・子どもの手が届く範囲は、1歳児では台の高さが50cmの場合、台の手前から40cmまでとされています。
・乳幼児が加熱式たばこを誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診するようにしましょう。
・どのようなタイプの加熱式たばこを吸っているのかを周囲の方も把握しておきましょう。

啓発資料

・なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意

業界への要望

・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、消費者が常に誤飲の危険性を認識できるような注意表示や効果的な注意喚起、さらなる啓発を行うよう要望します。
・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防ぐため、商品の改善を検討するよう要望します。

行政への要望

・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故の再発防止のため、継続的に消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・町有地に大量の産業廃棄物放置 兵庫・上郡町が事業者提訴へ 採石場跡地、撤去費など２億円請求
＜神戸新聞　2023年1月24日＞　https://www.kobe-np.co.jp/news/seiban/202301/0015989116.shtml

兵庫県上郡町赤松の町有地に事業者が契約期限後も大量の産業廃棄物を放置している問題で、上郡町は事業者などを相手取り、撤去費など約２億円の損害賠償を求め、２月にも神戸地裁姫路支部に提訴する方針を固めた。

町有地は採石場跡地で、加古川市の建設工事会社が建設廃材の仮置き場などに使用していたが、昨年７月末の契約期限後も約３３００立方メートルを放置している。１２月末までの撤去を求めたが応じなかったため、町が撤去することにした。業者を選定し、６月ごろの撤去を目指す。

町は今月末に開会予定の町議会臨時会に訴訟の関連議案を提出する予定。産廃にはアスベストが含まれるため撤去費が高額になるという。昨年８月以降は町有地の賃料が支払われていない。

町によると、近くを流れる千種川の水質検査では、環境基準を上回る有害物質は検出されなかったという。

・パワハラ問題…従業員が「労働基準監督署に通報」するとどうなる？【弁護士が解説】
＜幻冬舎　2023年1月19日＞　https://gentosha-go.com/articles/-/48353

社内でパワハラが発生した際、従業員が「会社は信用できない」などの理由から労基署へ通報した場合、企業はどうすればよいのでしょうか。今回は、パワハラ相談に対する労基署の対応や、従業員が労基署へ駆けこむ前・後にそれぞれ企業ができる対策について、Authense法律事務所の西尾公伸弁護士が解説します。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・原発事故で降り注いだセシウム、落ち葉の下で「残り続けている」…少しずつ鉱質土層に移動
＜読売新聞　2023年1月23日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20230123-OYT1T50046/

森林総合研究所（茨城県つくば市）は、福島第一原発事故で森林へ降り注いだ放射性セシウムの多くが、落ち葉の下の土壌（鉱質土層）の表層に残り続けているとの分析結果をまとめた。樹木の根から吸収されて葉や枝に移動するセシウムと、表土の落葉層のセシウム量はともに減少が続く一方で、厚さ５センチ以内の鉱質土層のセシウム量はほぼ変化がないという。

論文は環境放射線の専門誌に掲載された。放射性物質は自然に減少する性質がある。分析は、放射線を出す能力（放射能）が半分に減る「半減期」が約３０年の「セシウム１３７」を対象に行った。

森林総研は、東日本大震災の５か月後の２０１１年８月から１０年間、川内村、大玉村、只見町、茨城県の筑波山のスギ林やコナラ林など１０か所で調査を実施した。

震災５年目の時点では、落葉層のセシウムは減少していたものの、鉱質土層のセシウム量は増加していた。樹木の枝葉や落ち葉に付着したセシウムが少しずつ鉱質土層に移動し、土中の粘土鉱物と結合したためという。一方で、１０年目では、鉱質土層での増加が多くの調査地点で止まり、ほぼ一定値となった。５センチより深い層にセシウムはほとんど移動していなかった。

科学誌サイエンティフィック・リポーツに掲載された森林総研の別の論文では、木材と樹皮に含まれるセシウムの濃度についても、増加が頭打ちになったり、減少に転じたりしていることが報告された。これらの結果から、森林総研は、セシウムが今後も長期にわたり、厚さ５センチ以内の鉱質土層の表層に残留し続けると推定している。

地点によって調査結果にばらつきがあるのが課題で、真中卓也・主任研究員は「シイタケ原木林などの再生に向け、精度の高い将来予測を構築していきたい」と話している。

[原子力施設全般]

・東海第２の拡散予測、来月に検証結果　茨城県委託業者、専門家委を設置

＜茨城新聞　2023 年 1 月 24 日＞　https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16744701061436

日本原子力発電(原電)東海第２原発(茨城県東海村白方)で過酷事故が発生した場合の放射性物質の放出量などを予測する「拡散シミュレーション」の妥当性について、県が専門業者に検証を委託し、2 月末までに報告を求めていることが 23 日、分かった。業者は専門家による委員会を設置し、原電が示した放出量や気象条件などを検証する。シミュレーションは昨年 12 月、原電から提出されたが、県は検証が必要として内容を公表していない。

県が委託したのは、核融合炉の安全解析や新型炉の解析評価、原子力防災の支援などを業務とするナイス(東海村村松)。県が昨年 10 月に公告した一般競争入札で同社のみが入札し、落札した。落札価格は 527 万円。

同社は委員会を設置した上で、社員や外部の有識者ら 4 人程度を委員に選び、2 月中旬までに会合を 5 回開く予定。1 回目は今月にも開催し、原電がシミュレーション作成に使用した予測システムや、事故発生から放出までの時間設定の妥当性を評価する。

2 回目以降は、放射性物質の放出量のほか、天候や風速、拡散方向、空間線量率の評価結果について、それぞれ妥当性や信頼性を検証する。5 回目を 2 月末までに開催し、報告書案をまとめる予定。

シミュレーションは、同原発周辺の 14 市町村に策定が義務付けられた広域避難計画の実効性の検証に必要として、県が提出を要請していた。原電はフィルター付きベントが機能した場合と、全ての機能が喪失した場合の 2 パターンを提出した。

県はシミュレーションの具体的な内容について公表していない。年度内に拡散予測の妥当性を検証する専門家委からの報告を受けた後、国や関係市町村と情報を共有し、一般公開するとしている。

県原子力安全対策課によると、委託業者は原子力規制委員会の解析業務を複数受注した実績があり、第三者の立場から妥当性を検証できるとしている。

委託を巡っては、同日の県議会防災環境産業委員会で江尻加那氏(共産)が質問。高橋勝則委員長(いばらき自民)は審査事項の範囲外として、県の答弁は求めなかった。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023年1月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30423.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30421.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月23日版）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30420.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2023年1月23日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・塩野義のコロナ経口薬「ゾコーバ」使用禁止の妊婦２人に処方　厚労省が注意喚起

＜テレ朝news　2023年1月23日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000284487.html

---

◇米 ファウチ博士 “状況に応じてマスク着用の推奨継続すべき”

＜NHK　2023年1月23日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230123/k10013958481000.html

アメリカで新型コロナの感染対策を主導してきたファウチ博士がNHKの単独インタビューに応じ、日本では、いわゆる「3密」の回避とマスクの着用が比較的、定着したことが、感染対策として有効だったと評価したうえで、今後も状況に応じて、マスク着用の推奨を継続すべきだと提言しました。

アメリカのアンソニー・ファウチ博士は、感染症研究の第一人者で、当時のレーガン大統領以降、歴代7人の大統領のもとで感染症対策に取り組み、先月までアメリカ政府の首席医療顧問として、新型コロナの感染対策を主導してきました。

ファウチ博士は、このほど、NHKの単独インタビューに応じ、世界の今の感染状況について、各国で状況は異なるとしながら、「私たちはまだパンデミックのまっただ中にいる」という認識を示しました。

日本のこれまでの新型コロナ対策については「『3密』の回避とマスクの着用が社会の中で比較的、定着したことが日本の感染対策に有効だった」と評価したうえで、アメリカではCDC＝疾病対策センターが地域ごとの感染状況などを基準に、場合によっては屋内でのマスク着用を推奨していることを例に挙げ、「日本でも今後も感染状況に応じて屋内でのマスク推奨を行うべきだ」と提言しました。

新型コロナウイルスの感染拡大に対し、WHO＝世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言してまもなく3年になります。

ファウチ博士は、新型コロナだけでなく新しい感染症は今後も発生し続けるとして、世界は永続的に警戒を続けなければならないという認識を示しました。

そのうえで、新型コロナへの対策としてはワクチン接種が最も有効だとして、「私たちは世界中で、ワクチンをまだ接種していない人だけでなく、接種した人にも最新の追加接種を受けてもらうよう、もっと努力しなければならない」と話していました。

中国 ゼロコロナ終了 “膨大な感染と死者に苦しむのでは”

現在、アメリカで急速に広がっているオミクロン株の「XBB.1.5」について、ファウチ博士は「免疫を逃れる性質はこれまでより強いが、現時点では重症化は起こりにくいとみられることは安心できる情報の1つだ。感染はいずれピークを迎え、下降していくが、その兆候が見える国もある」と分析していました。

中国政府が「ゼロコロナ」政策を終了させたことについては、「中国が膨大な感染者と死者の発生に苦しむのではないかと非常に懸念している。感染爆発の発生を心配しているし、それはもうすでに起きていると思う」と話していました。

また、日本が現在、新型コロナの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方向で検討を進めていることについて「プラスの面もあれば難しい面もある。季節性インフルエンザと同じように毎年秋に、国民にワクチンを打ってもらうようにするという戦略なら有効だ。しかし、その前に新しい変異ウイルスが出回った場合には、シーズンを待たずに柔軟に対応しないといけない」と指摘しました。

****

[3] *アスベスト対策*

◇事業主の方々へ（アスベスト）

＜厚生労働省　2023年1月23日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/index_00003.

html

すべての事業主の方々へ

労働者を働かせる場所の石綿含有建材等の状況を把握してください

「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」第10条第１項や第２項では、すべての事業者に労働者の石綿ばく露防止対策を義務づけています。例えば、事業者は、自らの雇用する労働者が通常働く場所で吹付け石綿などが劣化し、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、その場所で労働者を働かせてはなりません。

建築物を借りている場合も、貸与者や管理者に確認し、石綿含有建材の使用状況、調査状況、点検状況などを確認してください。　具体的な実施方法は、関係通知や石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル［2.20版］p.116～120をご覧ください。

・石綿障害予防規則
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html
・技術上の指針
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html
・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

関係通知

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について（平成29年4月3日基安化発0403第３号）
https://www.mhlw.go.jp/content/000495222.pdf

石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の徴収制度

石綿健康被害救済法に基づき、平成１９年４月１日から石綿健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が必要です。

・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の徴収制度について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/chousyu/index.html

設備の点検などを行うときは

石綿にばく露するおそれがある建築物等において、設備の点検や補修等の作業等で労働者を臨時に就業させるときは、事業者は、「石綿障害予防規則」に基づき、労働者の石綿健康障害の防止を図ることが必要です。

事業者は、厚生労働大臣指針に基づき、労働者を臨時に就業させる建築物等について、吹付け石綿などの使用状況や損傷・劣化の状況を業務の発注者に聞取り等を行うとともに、 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合や不明な場合には、労働者に呼吸用保護具などを使用させる等の必要な措置を講じてください。

・石綿障害予防規則
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html
・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html
・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html
・石綿作業従事者に対する健康診断
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

昔の工業製品を扱うときは

工業製品には、過去に組み込んだ石綿含有部品が使用されていることが多くあります。事業者は、交換・廃棄などする際に、労働者の石綿健康障害を防止するため、石綿含有部品を把握し、「石綿障害予防規則」に基づき呼吸用保護具を着用させる等の必要な措置を講じてください。

パンフレット

・機械設備の石綿含有部品を把握していますか？

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

・石綿作業従事者に対する健康診断

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

通知

・工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について（平成29年12月７日基安化発1207第２号）

https://www.mhlw.go.jp/content/000495261.pdf

海外から物品を輸入するときは

日本では、石綿（アスベスト）を含有する製品（石綿をその重量の 0.1 %を超えて含有する全てのもの）の製造、輸入、譲渡、提供、使用は禁止されています。

この度、石綿障害防止規則が改正され、珪藻土バスマット等の製品を輸入しようとする場合には、厚生労働大臣が定める資格者が作成した分析結果報告書等を入手し、輸入しようとする製品に石綿が含有していないことを確認しなければなりません（令和３年１２月１日施行）。

詳細は、こちらのページをご覧下さい。

また、上記以外の製品であっても、0.1%超の石綿含有品を禁止していない国などから、石綿を含有する可能性のある鉱物、シール材や摩擦材などの石綿を含有する可能性のある部品、それらが組み込まれた機械などを輸入する場合には、石綿の含有の有無について、

1 販売元に照会する

2 必要に応じて自らが分析調査を行う

などにより石綿を含有しないことを確認するようにしてください。

石綿分析用試料等の輸入手続き

石綿を含有する可能性のある物について、石綿含有状況を分析するために国内にサンプルを輸入するときは、あらかじめ、届出を行ってください。

・石綿分析用試料等の製造・輸入・使用手続き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00001.html

パンフレット

以下のパンフレットはこちらのページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

〇アスベスト全面禁止（平成24年政令改正）

〇アスベスト含有製品の輸入禁止について　パンフレット 裏面英語版

〇アスベスト含有製品の輸入禁止について　パンフレット 裏面中国語版

通知

以下の通知はこちらのページに掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html

〇石綿を含有する粉状のタルクの製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（平成18年10月16日基監発第1016001号・基安化発第1016001号）

〇石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（平成19年3月16日付け基安発第0316003

号)
〇石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（平成22年2月12日付け基安発0212第2号)
〇石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（平成23年1月27日基安発0127第2号)
〇石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について（平成25年3月7日基安化発0307第3号)

建築物・工作物の解体や改修を行うときは

建築物や工作物を解体・改修するときは、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」等に基づき、石綿含有品の使用状況について調査を行い、石綿ばく露防止措置を講じながら作業を行うことが義務づけられています。
建築物及び船舶の事前調査及び分析調査は、要件を満たす者に行わせることが義務づけられます（令和５年10月1日着工の工事から)。
なお、工作物についても、今後、要件を満たす者に行わせることが義務づけられます（令和８年１月1日着工の工事から)。
また、そうした石綿作業やその周辺作業に常時従事する労働者に対して石綿の健康診断を行わなければなりません。

パンフレット等

・パンフレットはこちらのページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

石綿作業従事者に対する健康診断

・石綿作業従事者に対する健康診断に関する情報はこちらのページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

報道発表資料

・「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会から妥当との答申がありました（令和４年12月14日発表)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29733.html

関連リンク

・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省水・大気環境局大気環境課
（令和3年3月（令和４年３月訂正事項反映版))
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
・ 令和５年10月1日着工の工事から、事前調査は「建築物石綿含有事前調査者」が行う必要があります！
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-r4.pdf

関係法令・関係通達等

〇改正省令
石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号)
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/230111-2.pdf
〇改正省令の施行通達
石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(令和５年１月12日基発0112第２号)
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230116K0020.pdf

パブリックコメントで寄せられたご意見等について

・「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について(令和５年１月11日公表)
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220229&Mode=1

船舶の解体や改修を行うときは

鋼製の船舶を解体・改修するときは、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」等に基づき、石綿含有品の使用状況について調査を行い、石綿ばく露防止措置を講じながら作業を行うことが義務づけられています。
また、そうした石綿作業に常時従事した労働者に対して石綿の健康診断を行わなければなりません。

パンフレット等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

石綿作業従事者に対する健康診断

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

関連リンク

・船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル（(一財) 日本船舶技術研究協会へのリンク）

http://www.jstra.jp/

建築物などを所有・管理する事業主の方々へ

事業者は、自らの雇用する労働者が通常働く場所で吹付け石綿などが劣化し、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、その場所で労働者を働かせてはなりません（臨時で就業させる場所は呼吸用保護具の着用等が義務)。
このため、建築物などを所有・管理する者は、その建築物等の使用者が石綿にばく露しないよう、石綿含有建材の使用状況の把握、その損傷劣化状況についての必要な頻度での点検、建材の損傷劣化状況等を踏まえた必要な除去などについて適切に実施の確保を図ることが必要です。
また、設備点検業者等が石綿にばく露しないよう、技術上の指針に基づき、点検等を発注する際には石綿含有建材の使用状況等を情報提供してください。
なお、民法717条（土地工作物責任）に基づき占有者の損害賠償責任を認める裁判例もあります。

関係指針・通知

・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について（平成29年4月3日基安化発0403第３号）　）

https://www.mhlw.go.jp/content/000495414.pdf

関連リンク

・アスベスト対策Q&A - 国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html

測定機関・分析機関の方々へ

・石綿含有率の分析関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/mortar/index.html

・作業環境測定関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094161.html

・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index_00001.html

・大気中のアスベスト濃度はどれくらいなの？（環境省HPへジャンプします／アスベストモニタリングマニュアルなど)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/index9.html

・石綿作業従事者に対する健康診断

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

石綿に関する講習を行いたい方々へ

・石綿作業主任者技能講習（登録教習機関などの登録申請と実施事項の手続き）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kyoushuukikan/index.html

・建築物石綿含有建材調査者講習
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

過去に労働者を石綿作業やその周辺作業に従事させた事業者の方々へ

過去に労働者を石綿作業やその周辺作業に常時従事させていた場合は、石綿の健康診断の実施が必要です

・石綿作業従事者に対する健康診断
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html

---

◇*アスベスト（石綿）情報*

＜厚生労働省　2023年1月23日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html

石綿にばく露する業務に従事していた労働者の方へ

「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/roudousya2/index.html

石綿にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、石綿との因果関係が強く指摘されています。
また、これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、肺がん（原発性）で１５～４０年、中皮腫で２０～５０年との特徴があります。
「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」、「作業で石綿製品を取り扱っていたのでは？」と心配されている方は、このホームページで作業の内容や取り扱っていた石綿製品を確認していただき、相談窓口でご相談されることをお勧めします。

１　石綿にさらされる作業に従事していたことはありますか？
２　取り扱っていた石綿製品はありますか？
３　日常生活における症状はありますか？
４　石綿自記式簡易調査票について
５　労災補償制度等とは？
６　健康管理手帳制度とは？

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（令和２年度以前認定分）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html

2022年12月14日掲載
「令和３年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29513.html

2022年12月14日掲載
「令和３年度　石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）」を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29518.html

2022年06月22日掲載
「令和３年度　石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値）」を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26125.html

建設アスベスト給付金制度について

建設アスベスト給付金制度について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html

アスベスト（石綿）訴訟の和解手続について

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々との和解手続にについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075130.html

事業主の方々へ

・すべての事業主の方々へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/index_00003.html

労働者を働かせる場所の石綿含有建材等の状況を把握してください

「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」第10条第１項や第２項では、すべての事業者に労働者の石綿ばく露防止対策を義務づけています。例えば、事業者は、自らの雇用する労働者が通常働く場所で吹付け石綿などが劣化し、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、その場所で労働者を働かせてはなりません。

建築物を借りている場合も、貸与者や管理者に確認し、石綿含有建材の使用状況、調査状況、点検状況などを確認してください。　具体的な実施方法は、関係通知や石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル［2.20版］p.116～120をご覧ください。

・設備の点検などを行うときは
・昔の工業製品を扱うときは
・海外から物品を輸入するときは
・建築物・工作物の解体や改修を行うときは
・船舶の解体や改修を行うときは
・建築物などを所有・管理する方々へ
・測定機関・分析機関の方々へ
・石綿に関する講習を行いたい方々へ
・珪藻土バスマット等を輸入するときは
・製造又は輸入した製品に石綿が含有していることを知ったときは

2022年12月14日掲載
工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29733.html
2021年6月29日掲載
労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00005.html
2021年5月25日掲載
珪藻土バスマット等の輸入手続など
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00005.html
2021年4月23日掲載
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱の諮問と答申～石綿を含有するおそれのある製品の輸入時に石綿非含有の確認が必要になります～
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18238.html

石綿に関する講習・研修を受講したい方へ

・石綿作業主任者技能講習（都道府県労働局一覧ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei05.html

・建築物石綿含有建材調査者講習
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html
・アスベスト関連疾患診断技術研修
https://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tabid/373/Default.aspx

医療機関の方々へ

・石綿に関する健康診断について
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/iryo/index.html
・石綿にさらされるおそれがある作業について
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/sagyo.html
・石綿製品について
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/seihin.html
・石綿ばく露歴等チェック表
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/051004-1.html
・石綿関連疾患診断のポイント（動画）
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/diagnosis_point.html
・アスベスト関連疾患への取組
https://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tabid/373/Default.aspx

行政施策の推進

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/index.html
・報道発表資料
・労働者の石綿ばく露防止施策の紹介
・労働安全衛生関係法令・通知等
・アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
・審議会・各種検討会の開催状況
・政府関係機関へのリンク
・建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000178511.html
・石綿（アスベスト）を含む流通製品の情報について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00003.html

その他

****

[4] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

＜総務省消防庁　2023 年 1 月 23 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/383976a79e0b77757594e4eaef94dd1467275517.pdf

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等の内容について、令和４年 11 月 10 日から令和４年 12 月９日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、２件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等を公布しましたのでお知らせします。

１ 主な改正内容

令和４年９月 14 日に、「消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第５号）」が公布され、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備について、設

置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等試験結果報告書の様式」について所要の規定の整備を行うものです。概要については、別紙２を御覧ください。

２ 意見公募の結果

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等の内容について、令和４年 11 月 10 日から令和４年 12 月９日までの間、意見を公募したところ、２件の御意見がございました。いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

３ 改正告示の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正告示を令和５年１月 23 日に公布しました。

・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和５年消防庁告示第１号）別紙３

・消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（令和５年消防庁告示第２号）別紙４

別紙３、別紙４：https://kanpou.npb.go.jp/20230123/20230123g00014/20230123g000140007f.html
https://kanpou.npb.go.jp/20230123/20230123g00014/20230123g000140013f.html
ACSES ニュースレター前号（ACSES-NL_2445_20230123）掲載

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇海外における食品添加物規制（着色料）の早見表の公開

＜農林水産省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/seizo/230123.html

加工食品の輸出を促進するため、一般財団法人食品産業センターが、今年度農林水産省の補助事業「令和 3 年度補正 加工食品の国際標準化事業」を活用し、着色料について早見表を作成しました。

1.概要

食品添加物は、国・地域ごとに定義、使用基準、用途等が異なることから、食品製造事業者が輸出に取り組むに当たっての障壁となっているとの声が聞かれます。

このような状況に対応するため、食品添加物のうち、食品製造事業者から特に要望の多かった着色料について、一般財団法人食品産業センターが主な輸出先 10 の国・地域（米国、EU（英国含む）、中国、タイ、香港、豪州、台湾、韓国、シンガポール、ベトナム）の規制に対応した着色料の代替利用に役立つ早見表を作成しました。

2.公開先

一般財団法人　食品産業センター HP

公開リンク :https://yushutukisei.com/

◇「食べものの安全」をスタンプラリーと動画で学ぼう！

＜消費者庁　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031501/

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について

＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01016.html

****

[7] ***環境安全関係***

◇第五次環境基本計画の進捗状況の第２回点検結果について

＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01077.html

---

◇（仮称）三種五城目風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01078.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[白書]

◇「令和４年版消防白書」の公表

＜総務省消防庁　2023 年 1 月 23 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230123_soumu_1.pdf

消防白書は、消防防災に対する国民の理解を深めることなどを目的として、 毎年刊行しています。

令和４年版消防白書では、特集において、近年の大規模自然災害を踏まえた 消防防災体制の整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策や、消防団の充実 強化、消防防災分野におけるＤＸの推進、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応について記載しています。

○ 特集では、この１年における消防・防災をめぐる出来事（災害対応を含む。）や、消防庁として重点的に取り組んでいる施策について記載

特集１ 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

特集２ 新型コロナウイルス感染症対策

特集３ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

特集４ 消防防災分野におけるＤＸの推進

特集５ 令和４年 10 月４日及び 11 月３日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

○ 本編では、火災や風水害をはじめとする各種災害の統計数値を含む現況と課題、消防防災の組織と活動等について記載

・災害の現況と課題（火災予防、風水害対策、震災対策 等）

・消防防災の組織と活動（消防体制、消防職団員の活動、救急体制 等）

・国民保護への対応

・自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

・国際的課題への対応

・消防防災の科学技術の研究・開発

○ なお、消防白書は、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/publication/）に掲載するほか、総務省消防庁総務課（総務省３階）において閲覧に供することとします。

****

[9] ***その他省庁発表***

◇令和５年度 国立大学の入学定員（予定）について

＜文部科学省　2023 年 1 月 20 日＞　https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1408700_00004.html

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第６回化学物質管理に係る専門家検討会を開催します　　１月30日

＜厚生労働省　2023年1月23日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30370.html

（１）濃度基準値の検討

（２）令和４年度報告書案

（３）　その他

・化学物質管理に係る専門家検討会　　1 月 30 日

＜厚生労働省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27563.html

（１）濃度基準値の検討

（２）令和４年度報告書案

（３）その他

・PFASに対する総合戦略検討専門家会議(第１回)の開催について　　1月30日

＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01096.html

・PFAS に対する総合戦略検討専門家会議の開催について

・PFAS の概況を踏まえた今後の対応について
・国民への情報発信及びリスクコミュニケーションの在り方について
PFAS：ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物

・令和５年２月の石綿健康被害判定小委員会・分科会の開催について　　2月１、7、10、15、21日
＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01095.html
医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・「プラスチック・スマートシンポジウム2023」の開催について　　２月13日
＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01090.html
自治体と企業等の連携による取組事例の紹介やパネルディスカッション通じた事例の深掘りにより、海洋ごみ対策を推進します。

・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第８回）　　1 月 26 日
＜経済産業省　2023 年 1 月 23 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/49266
1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」一部改正 案 （概要）に対するパブリック ・ コメント結果について
2. 「 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 」一部改正 （案）について
3. 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（案）について

・核融合科学技術委員会（第32回）の開催について　　2月1日
＜文部科学省　2023年1月23日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/074/kaisai/1421690_00015.htm
(1) 第31回ITER理事会の開催結果について
(2) 原型炉開発総合戦略タスクフォースにおける検討を受けた今後の核融合科学技術委員会の対応について
(3) 核融合戦略骨子案について
(4) 核融合関係令和5年度政府予算案について

・大学研究力強化委員会（第 10 回）の開催について　　２月６日
＜文部科学省　2023 年 1 月 23 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu32/kaisai/mext_00014.html
1. 大学研究力強化に向けた取組について（①国際卓越研究大学の公募開始、②地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの改定、③多様な研究大学群の形成に向けて）
2. その他（※議題は現時点の予定です）

****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、富山県富山市）
＜環境省　2023年1月23日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00089.html

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、岩手県盛岡市（野鳥国内167例目）
＜環境省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00088.html

・青森県三沢市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 35 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230123.html

---

◇*その他*

・「1.3 倍速」で授業をする教員も　広がる倍速視聴、成績への影響は
＜朝日新聞　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR163HBVQDXUTIL031.html

---

・学生の「内定辞退」阻止を狙う“後付け推薦”の実態とは？　立教大が企業に苦言
＜ITmedia ビジネス　2023 年 1 月 24 日＞

https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2301/24/news055.html
---

・「女子に理工系は無理？」名門・奈良女子大学が工学部創設で見据える未来
＜CHANTO WEB　2023 年 1 月 24 日＞　https://chanto.jp.net/articles/photo/1002178?imgindex=3
****

[付録]

◇スライサーで指先にけがをする事故が多発！

＜国民生活センター　2023 年 1 月 18 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118_1.html

野菜等の食材を簡単にスライスするための調理器具として「スライサー」があります。

スライサーで指先にけがをする等の事故が複数件発生していたため、国民生活センターでは2009年8月に注意喚起し、その後も継続的に事故が発生していたため2013年2月に再度、注意喚起しました。

2017年度以降の5年半あまりに、医療機関ネットワークには、スライサーによる事故事例が87件寄せられており、PIO-NETにも同じ期間に、スライサーに関する危害・危険情報が18件寄せられています。スライサーでのけがは指先の皮膚等を削ぎ落とすこともあり、そのような場合は止血しにくく、治癒までに期間を要することもあります。

また、食材をつかむホルダー（以下、「安全ホルダー」とします。）を使用すること等で、けがのリスクを低減することができますが、持ち方を誤るなどすると、けがをすることもあります。

そこで、スライサーによる事故の発生状況等を検証し、消費者に注意喚起することとしました。

主な事例

調理中にけがをした事例

思いのほか食材が切れる速度が速かったため指を受傷した。
力を入れたら手が滑ってスライサーの刃の部分で指を強く擦った。
素手で玉ねぎをにぎって調理したところ、スライサーで中指を受傷した。
人参を持っていた親指がすべり、指先が斜めに5ミリほどそがれてしまった。

調理中以外にけがをした事例

引き出しのスライサーを触り、右手の中指を切った。
スライサーの洗浄中に誤って指を切った。

テスト結果

スライサーによる事故の検証

野菜が小さくなったり、手を滑らせたりすると指が刃に接触する可能性がありました。
安全ホルダーの使い方を誤るとけがをする可能性がありました。
調理中以外でも指がスライサーの刃に接触することがありました。

表示の調査

すべての銘柄で、調理中の手指のけがに注意する旨の記載がみられました。
すべての銘柄で、調理後の手入れや保管に関する記載がみられました。

消費者へのアドバイス

スライサーには刃物が付属しているため、不注意や使用方法を誤れば思わぬけがにつながる危険性があります。
調理する際は取扱説明書をよく読み、十分に注意しましょう。
調理中以外でもスライサーでけがをする危険性があります。手入れや保管をする際には十分に注意しましょう。

事業者への要望

スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、引き続き消費者への啓発を行うとともに、より安全に配慮した商品の開発を要望します。

インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

消費者及び出品者に対し、スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、注意喚起の協力を依頼します。

行政への要望

スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します。
スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、消費者への注意喚起や啓発を行うとともに、より安全に

配慮した商品の開発を検討するよう、関係団体や業界への働きかけを要望します。

◇突然破裂した健康器具（バランスボール）（相談解決のためのテストから No.170）

＜国民生活センター　2023 年 1 月 18 日＞

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230118_2.html

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テストの結果をご紹介します。

依頼内容

「健康器具（バランスボール）に座っていたところ、突然破裂したため転倒し、骨折した。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

調査

当該品は、空気を入れて膨らませ、身体と密着させてトレーニングを行う健康器具として販売されており、「ノンバースト」（穴があいても急激に空気が抜けにくい）をうたった商品でした。相談者は、毎日1時間程度、当該品に座って床に足をつけ、テレビを見ながら使用していたとのことでした。

事故の3日前に当該品に空気を補充し、当日は使用中に突然当該品が破裂して転倒し、腰椎を圧迫骨折したとのことでした。

当該品は、座っていたときに側面となっていた部分の一部が上下方向に大きく裂けており、裂けていない部分にも内面に達しない程度の亀裂が複数みられました。

新品の同型品を用いて、表示されていた耐荷重を加えたところ、破裂や空気の抜けはみられませんでした。また、成人男性が座った状態を想定した荷重を加えながら画びょうや釘等を刺して側面に穴をあけたところ、穴は拡大せずにゆっくりと空気が抜けましたが、カッターナイフの刃先を側面の上下方向に刺したところ、穴が上下方向に急速に進展して裂け、瞬時に空気が抜けました。

なお、当該品やその同型品の表示内容を確認したところ、商品名及び商品説明として「ノンバースト」など、急速な破裂はしないと期待させる記載がみられました。

解決内容等

依頼センターがテスト結果を事業者に説明したところ、「ノンバースト」は誤解を与えるため、現行品は売場から撤去し、今後の商品から「ノンバースト」の文言を削除し、警告表示を追加した新商品を販売するとの回答がありました。

********** 以上 **********